

## 第4回鳥取市市民自治推進委員会

### 配付資料一覧

【H27.11.12(木)】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成27年度活動計画
資料1	市民活動表彰被表彰者の選考審査について
資料2-1	これからの参画と協働によるまちづくりの推進について
資料2-2	鳥取市協働のまちづくり
資料3	平成28年度参画と協働のまちづくりフォーラム(仮称)

## 第4回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成27年11月12日(木) 15:00～17:00

場所 市役所本庁舎 4階第2会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 協議事項

- ① 市民活動表彰被表彰者の選考審査について 【資料1】
- ② 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について 【資料2-1、2-2】
- ③ 参画と協働のまちづくりフォーラムについて 【資料3】

##### (2) その他

- ① 次回日程 月 日 ( )

#### 4 閉 会

## 平成27年度の活動計画

### 年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4 / 2 7	今年度の市民自治推進委員会の活動計画について 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
2回	7 / 1	市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） 先進的活動団体との勉強会について（検討）
3回	9 / 1 8	先進的活動団体との勉強会の実施 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
4回	1 1 / 1 2	市民活動表彰被表彰者の審査 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
5回	1月	委員会活動報告書の策定についての検討 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
6回	3月	今年度の活動の総括 委員会活動報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について 参画と協働のまちづくりフォーラムについて

# 平成 27 年度 市民活動表彰者（団体）の選考

委員会としての表彰推薦者（団体）の選考の流れ

1. 表彰推薦者（団体）の選考方法の説明
2. 候補者の紹介
3. 採点
4. 協議
5. 表彰推薦者（団体）の決定

## 参考

### 鳥取市市民活動の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。)  
が自主的、自立的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 観光の振興を図る活動
- ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（市民活動の促進）

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

## 鳥取市市民活動表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民活動表彰(以下、「本表彰」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。)第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。

### (表彰の対象)

第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。

### (選定)

第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例(平成20年鳥取市条例第25号。)第29条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

### (表彰)

第6条 本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行し、改正後の鳥取市市民活動表彰の規定は、平成26年4月1日から適用する。

## これからの参画と協働によるまちづくりの推進について

### 背景

従来の全国一律の基準では、少子高齢化や過疎化、個人の価値観や行政ニーズの多様化などの社会情勢の変化に対応することに限界を生じてきたことを背景に地方分権が進展する中、よりよい地域社会を実現するため、市民と行政が互いに知恵と力を出し合いながら地域の課題を自らの力で解決するという、協働によるまちづくりが全国的に重要視され、取り組まれてきました。

本市においても、第8次鳥取市総合計画（平成18年度から平成22年度まで）において、まちづくりの原則の1つに「市民が主役の『協働』によるまちづくり」を掲げ、平成20年には鳥取市自治基本条例を制定するとともに、平成20年度を協働のまちづくり元年とし、以来継続して協働のまちづくりに取り組んできました。

その結果として、地域の課題解決、発展・継続を図るための組織「まちづくり協議会」が全ての地区公民館単位で立ち上がり、自治会（町内会）をはじめとする様々な団体が集結し、地区公民館を拠点施設として活動しています。

しかし、自治会（町内会）への加入率が年々低下し続けている状況や、多くのまちづくり協議会で活動開始後5年を経過する中、活動の停滞や運営に対する課題が出現する状況ある一方、さらなる活動の広がりを求める動きも出てきました。

また、近年、協働のまちづくりを進めるために全国の自治体が連携して情報交換等を行う組織（小規模多機能自治ネットワーク）も立ち上がるなど、全国的に「市民との協働によるまちづくり」が変換期に来ていると感じています。

これからの鳥取市の発展を考えるうえで、協働のまちづくりの取組をさらに促進する必要があり、次のステップに進むため、第6次行革大綱の中で、次の2つのプランを平成28年度中に策定することとしました。

- ◆ 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定
- ◆ 地区公民館の活用の基本方針の策定

今後ますます人口減少や高齢化が進む中、持続可能な地域社会の形成を目指して、本市の特性に見合う市民が積極的に参画・協働できる施策や環境について検討を図りたいと考えます。

協働のまちづくりが求められるようになった背景には、次のようないくつかの社会環境や時代の変化があげられます。

### (1) 地方分権の進展と自立したまちづくり

これまで国は全国一律的なまちづくりを誘導してきましたが、平成 12 年 4 月施行の地方分権一括法により地方分権が進み、市町村の自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定・自己責任によるまちづくりが求められています。より豊かな社会をつくるためには、行政と自治組織等の地域活動団体・NPO 法人・ボランティア団体等の市民活動団体や企業等が連携して、地方分権時代における自立したまちづくりを進めていく必要があります。

### (2) 厳しい行財政運営と新しい行政のあり方

地方自治体は、いわゆる三位一体改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の委譲、地方交付税の一体的見直し）を契機として厳しい行財政運営を強いられたこともあり、平成の大合併といわれるように多くの市町村は合併へと進みました。しかしながら、合併後も厳しい行財政運営が続いており、抜本的な行財政改革が必要となってきました。限られた財源の中で、市民と行政が互いの役割と責任を自覚し、市民満足度を高める新しい行政のあり方が求められています。

### (3) 多様化する市民ニーズへの対応

少子高齢化、核家族化、情報化、国際化等の進展により市民の価値観や生活スタイルが変化し、市民ニーズは多様化・高度化しており、これまで市町村が行ってきた道路や下水道の整備等の従来からあった公共サービスのほかに、防災・防犯対策や環境問題等市民生活や地域レベルでの個別ニーズなどの新たな市民ニーズが発生し、対応が求められています。このような課題を市民個人の努力で解決していくことは当然ながら限界があります。また、これまで行政が、市民ニーズに迅速かつきめ細やかに対応するよう努めてきましたが、これからは市民の活力を活かした公共サービスのあり方が求められています。

### (4) まちづくりへの参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり

地域社会においては、自治組織、女性組織、NPO 法人やボランティア団体等、多種多様な地域を支える力があり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、まちづくりへの参画意欲の高まりや社会貢献活動の広がりが見られます。今後、自立したまちづくりを進めていくためには、様々な団体の社会貢献活動を活発化させ、人と人とのつながりを強め、地域全体の活力を高めていく必要があります。



## 第6次鳥取市行革大綱

### 柱 協働のもと信頼される都市経営の推進 施策

圏域をけん引する都市経営の推進

コンパクトなまちづくりの推進

#### 参画と協働によるまちづくりの推進

行政の事務・事業領域の見直し及び適切な業務分担

広報・広聴の充実

#### 基本的な考え方

自治基本条例の理念に沿い、市民等と市がお互いの役割と責務を理解し尊重しながら、ともに課題解決に協力して取り組む関係を強化します。

また、市民等の市政参画の場や協働の機会を増やすとともに、市民等の自主的なまちづくり活動を支援します。

#### 細施策

- ◆ 鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定
- ◆ 地区公民館の活用の基本方針の策定

### 【課題】

#### 参画と協働のまちづくりを進めるうえでの課題

- 「協働のまちづくり」について、市民の理解と浸透の不足
- 自治会（町内会）加入率の低下

#### まちづくり協議会が協働のまちづくりを進めるにあたっての課題

- 次代を担うリーダーの不足
- 主要組織である自治会への加入率の低下および高齢化
- 自主財源の不足 収益事業への意欲と期待
- 恒常的に実務を行う人材の不足
- 拠点施設である地区公民館の利用制限（社会教育施設であるための利用制限）
- 会社化（NPO等）への意欲とリスク
- 活動内容の底上げ策と助成金の在り方（まち協、NPO等、自治会）
- まちづくり協議会と自治会との活動の住み分け

#### 地区公民館の活用（運営）に関する課題

- 館長をはじめとする公民館職員の働き方がマッチしていない
- まちづくり協議会の事務局を担う地区公民館職員の業務量の増大
- 社会教育施設である地区公民館の利活用への法的制限
- 地域の特色にあった公民館運営が困難
- 行政の担当部署が教育委員会と市長部署にまたがっているための混乱

## 【策定について】

---

現在の本市の協働のまちづくりの体系と前記の課題を踏まえ、これからの協働のまちづくりを考えると、拠点施設である地区公民館の活用策とまちづくりを進める市民活動のガイドラインを並行して検討することが必要であり、将来像を想定し、どのような施策と手段を持って推進していくのか、先進事例も参考にしながらプランを策定する。

### 鳥取市協働のまちづくりガイドライン

鳥取市自治基本条例及び鳥取市協働のまちづくり基本方針を踏まえ、まちづくり協議会はもとより、市民、ボランティア団体、NPO、企業等、それぞれが取り組む協働のまちづくりについて、その手法や事例、市の助成施策を示す。

#### 〔検討内容〕

- ▶ まちづくり協議会の位置づけ
- ▶ さまざまな協働主体に対しての市の助成制度
- ▶ さまざまな主体の協働の取組
- ▶ モデルとなる事例の紹介

### 地区公民館の活用の基本方針

「公民館」は、社会教育法に定められた社会教育を行うための施設だが、現在においては、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されている。

また、「地区公民館」は、特に地域に密着した施設であることから、その運営や活用は市町村によって違いが生じており、「公民館」を廃止し「コミュニティセンター」として地域のまちづくり団体などに積極的に開放し、運営も任せると言ったような市町村も多く出てきている。

本市においても現在の地区公民館を拠点施設としてのまちづくりを一層進めるために必要な改革を検討する。

#### 〔検討内容〕

- ▶ 地区公民館の活動範囲
- ▶ 地区公民館の数
- ▶ 地区公民館の職員数とその業務
- ▶ コミュニティセンターへの移行
- ▶ 指定管理制度の導入

### 策定機関

平成28年度末

# 地域づくりを目的に公民館の活用・運営を見直した市町村の例

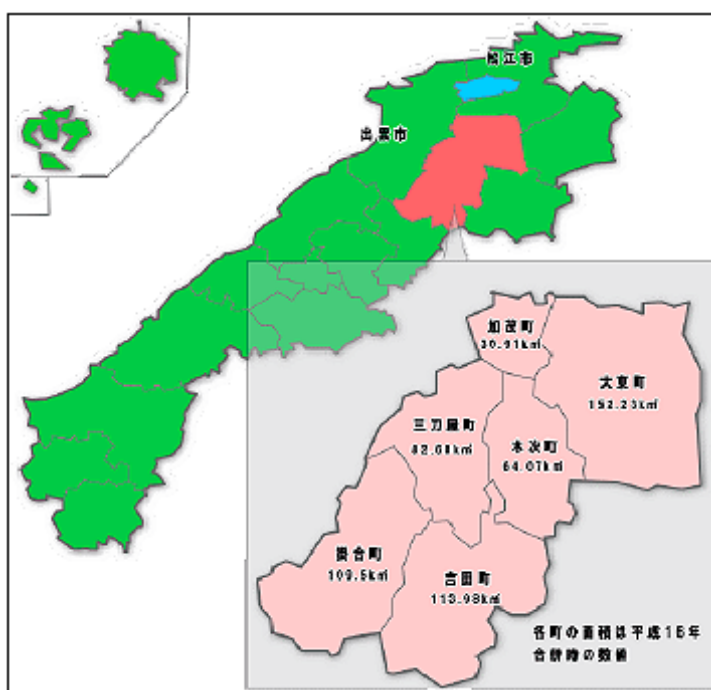
## 島根県雲南市

### 1. 進む人口減少と高齢化

2004年11月1日、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町の6町村が合併し「雲南市」が誕生。面積553.4km<sup>2</sup>、県都・松江市の南西に位置する山間の町で、2010年の国勢調査人口は41,927人。10年前の2000年調査から約4,400人の減少、5年前の2005年調査から約2,500人の減少となった。国立社会保障・人口問題研究所の2013年人口推計が、前回の2008年推計から約600人下方修正されるなど、予想以上のスピードで人口減少が進んでいる。

同様に、少子化、高齢化も進む。2010年国勢調査での高齢化率は32.9%。同推計によれば、15年後の2025年には4割を超える。同じく、高齢化率を島根県及び全国と比較すると、2020年の島根県で35.1%、2030年の全国で31.6%。雲南市は全国の20年先の高齢化社会を歩んでいる。

雲南市の位置と町ごとの面積



### 2. 地域自主組織の設立

人口減少や高齢化が進めば、人々のネットワークは減少し、集落機能は低下、残された住民の負担が増すといった、負のスパイラルに陥り、地域社会は崩壊してしまう。このピンチを「住みよい地域づくり」へのチャンスに変えるため、雲南市は市民とともに新たな地域モデルの結成に取り組んだ。

それぞれの地域に様々な組織がある。自治会や町内会などの地縁型組織、消防団や営農組織などの目的型組織、PTAや女性グループなどの属性型組織。これらを概ね小学校単位（公民館区）で再編し、市民力を結集した広域的で多機能な地縁組織が、雲南市の「地域自主組織」。年代や性別、活動が異なる様々な組織が地縁でつながり、連携を深め、それぞれの長所を生かし、補完し合うことで、地域課題を自ら解決し、自地域の振興発展を図る。こうした「住みよい地域づくり」を実践する、小規模ながらも様々な機能を持った地域住民による自治の仕組みを「小規模多機能自治」と呼んでいる。

2007年度までに市内全域で42の地域自主組織が結成された。人口規模は、最少200人から最多4,000人までと幅広い。それぞれの地域自主組織が住民から負担金を募り、各種事業に充てている。

## 地域自主組織のエリア



### 3. 地域自主組織の活動拠点「交流センター」

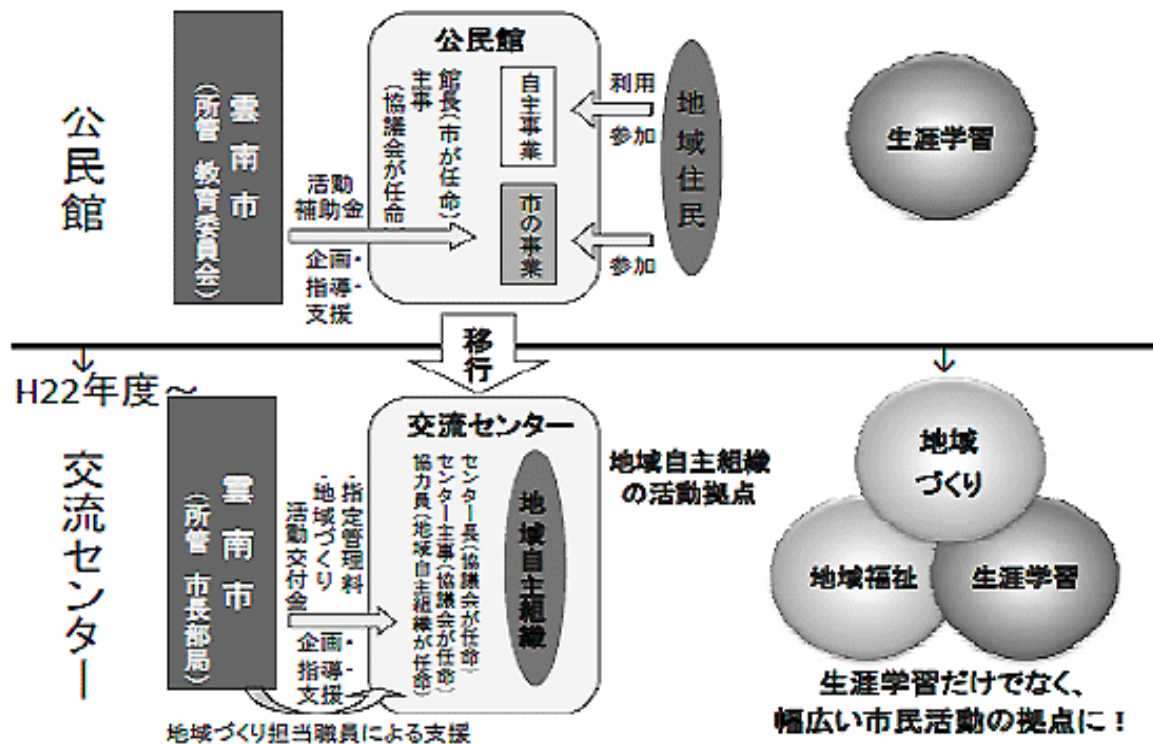
公民館は生涯学習機関で教育委員会の所管である。もともと雲南市内には26の公民館と3つのサブセンターがあったが、地域自主組織が設立されると、公民館に地域自主組織の事務局が併設され、そこは生涯学習の枠を超えた、地域の様々な役割を果たす場所になっていた。

2008年6月、こうした地域の実態に即し、公民館を拠点に諸活動を展開できるようにと、市は交流センター構想を打ち出した。公民館の機能はそのままに、地域づくりと地域福祉の機能もあわせた幅広い市民活動の拠点となる「交流センター」。「地域づくり」「地域福祉」「生涯学習」を活動の3本柱にした。2009年4月には、交流センターへのスムーズな移行を目的に、市内6つの総合センターに1人ずつ、地域づくり担当職員を配置した。

交流センター構想を市民に周知するために1年半余りを費やし、2010年4月、全市29の交流センターが一斉にスタートを切った。公民館から交流センターとなり、所管が教育委員会から市長部局へ移動。公民館からの流れを受けて、センター長とセンター主事(ともに交流センター雇用協議会が任命)が置かれた。この人件費は市が負担。このほかに市は財政支援として、生涯学習推進員やセンター職員の補助にあたる協力員などの人件費(いずれも地域自主組織が任命)、各種事業費、事務費に充当できる「地域づくり活動等交付金」を措置している。

交流センター(旧公民館)が地域自主組織の活動拠点となれば、施設管理も地域自主組織に委ねようと、指定管理者制度を導入。市と地域自主組織は、2012年度末までの3年間の基本協定を締結し、交流センターのスタートと同時に指定管理も始まった。

## 活動拠点の整備（公民館から交流センターへ）



### 4. 水道検針で「まめなかねえ～」

三刀屋町の地域自主組織「躍動と安らぎの里づくり鍋山」の取り組み「まめなか君の水道検針」の紹介。同自主組織は水道局の検針業務を受託している。検針員が毎月、鍋山地区の全世帯（430戸）を訪問し、検針を行う（写真）。このとき、各戸で「まめなかねえ～」と声をかける。当然、異常を察知すれば、関係機関に連絡する。自主組織が事業収入を得る（雇用の確保）と同時に地域の見守り（安心安全）を実践。住みよい地域づくりのために身近なことに取り組んでいる。



写真:水道局の検針業務を受託している三刀屋町の「躍動と安らぎの里づくり鍋山」。検針の際に声かけも行っている。

### 5. 制度の課題が浮き彫りに

交流センターに移行して3年目の2012年には、制度改善による活動基盤の強化を目的に、交流センター制度の検証を行った。市の担当者が交流センターを訪問し、地域自主組織の役員やセンター職員と意見交換すること数度。以下のとおり、改善が必要な点を洗い出した。

#### (1) 総評

交流センターが地域自主組織の活動拠点として概ね順調に運営されている。ただし、一部に改善の余地がある。一部地域では前向きな取り組みが芽生え始めており、新たな支援策が必要。

#### (2) 交流センター職員と地域自主組織の方向性

交流センター職員と地域自主組織の一体化が必要。

事務局体制は業務量に応じて充実が必要。

職員体制、処遇は地域の実態に応じたものに。

(3) 地域福祉の方向性

地域ぐるみの福祉が推進できるものに。

地域自主組織への実質的な一体化が必要（社会福祉協議会との関係整理）。

地域の自主性・裁量性を尊重できるものに。

(4) 生涯学習の方向性

現在の方式を継続。

ただし、社会教育行政として求める部分は明確に示し、きめ細かな対応が必要。

横断的な連絡の場、中学校と各地区との連携が必要。

(5) 施設関係の方向性

超高齢化社会への対応が必要。

事務室のスペースの確保が必須（業務量は増加傾向）。

住民の利便性と防災機能の観点が必要。

## 6. 第2ステージへ

基礎的基盤を整備して始まった交流センター制度は第2期に突入（2013年4月～）。前述の検証結果を踏まえて、2つの大きな制度改正を行った。

一つは、職員の直接雇用。当初、交流センター職員は交流センター雇用協議会の雇用だった。このため、交流センター職員は地域自主組織の事務を持つものの、指示命令系統と雇用主との関係が不整合だった。今年度からの地域自主組織の直接雇用方式により、交流センター職員と地域自主組織との乖離が制度的に解消され、一体化。交流センターを名実ともに地域自主組織の活動拠点として活用する体制が整った。

もう一つが、指定管理メリット（人的配置）の創設。これまで、指定管理に伴う人件費は、交付金や指定管理料に積算されていなかった。旧町固有の人的配置が残る市内不均衡、指定管理の協定更新、勤務実態と処遇の不均衡の状況から、施設管理の人件費を措置することで人的配置の充実と事務負担の軽減を図った。具体的には、2人以上の常勤体制がとれるよう、施設管理人件費を一括、地域づくり活動等交付金へ新設。旧町固有の方式を廃し、規模や利用実態に応じた従量制を採用した。このほか、社会福祉協議会との関係で複雑になっていた福祉部門を整理。地域福祉推進員の役割や社会福祉協議会の関わり方などを明示し、人件費を交付金に算入した。地域づくり、地域福祉、生涯学習の主要3本柱を包含する、より広い視点として、「安心安全の確保」、「持続可能性の確保」、「歴史・文化の活用」を加えた。

### 取組みの第2ステージ①-活動基盤の強化-

○平成25年度から制度改善により活動基盤を強化

○事務局職員を地域自主組織の直接雇用へ変更

・それまでは「交流センター雇用協議会」（事務局：市地域振興課）が雇用

○地域福祉の見直し

・福祉推進員への社協からの委嘱を廃止

・社協の福祉委員会を活用した福祉部の運営を転換

## 取組みの第2ステージ②-活動基盤の強化-

### ○指定管理の見直し

- ・指定管理者の person 費を一括交付金に含める形を採用
- ・地域実態、業務量に応じた従量制を採用

### ○活動拠点の整備

- ・長寿命化を図るとともに、必要な地域については建て替えも検討
- ・集会施設機能の強化
- ・防災拠点としての機能の強化
- ・活動拠点としての機能の強化

### ○地域委員会の発展的解消

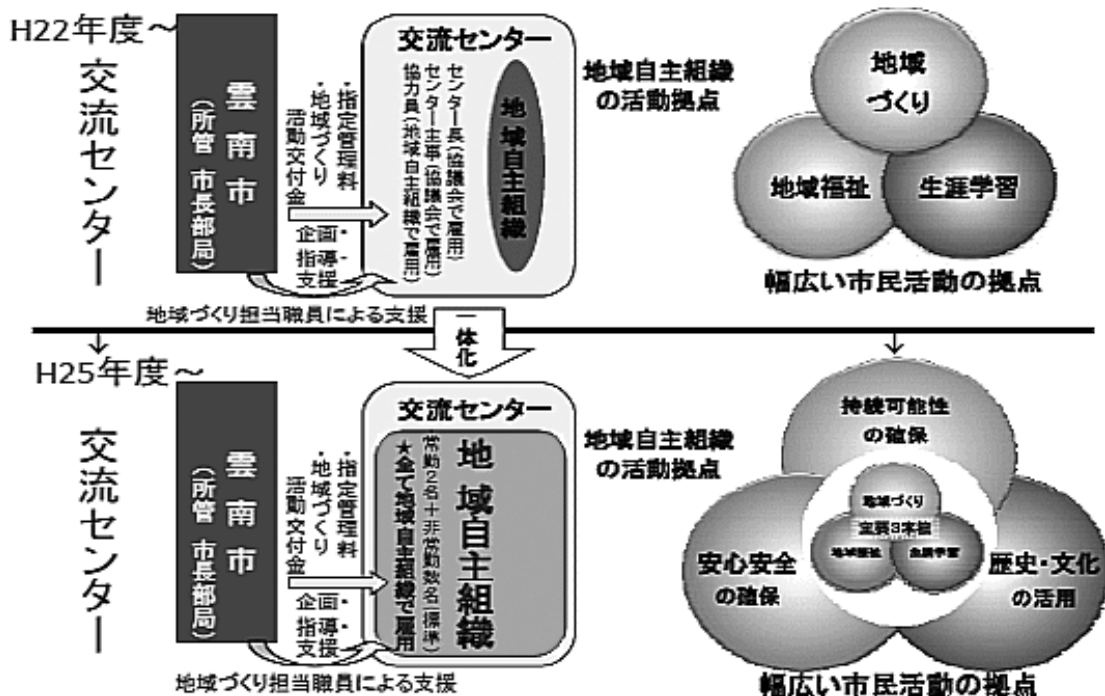
- ・平成17年度から合併前の旧町村単位のまちづくりを目的として設置
- ・地域自主組織の活動が活発化したため、2013年に条例を廃止

### ○地域と行政の協議の場として「円卓会議方式」を採用

- ・市の関係部局と地域自主組織が直接的に・横断的に・分野別に参加
- ・郊外部と市街地部の組織をわけて開催することで課題共有を容易に
- ・地域自主組織間の情報交換の場としても有効活用

交流センターのイメージ（第2期）

## 地域自主組織と活動拠点の一体化



## 7. 持続可能な社会

地域社会が続いていくことがまちづくりの大前提。地域自主組織の基本で、市民力の結集が重要。

地縁型の住民による住民のための組織であること。世帯主制ではなく、一人一票制が望ましい。地域内の多様な主体が参画していること。地縁型組織（自治会など）、目的型組織（営農組織や消防団など）、属性型組織（PTA、女性団体など）。

組織体制が確立されていること。会則があること。執行体制（役員体制）、議決機関、監査機関が存在すること。

活動拠点があること。雲南市では交流センター。

活動分野が3つ以上あること(複合的な活動であること)。雲南市では、「安心・安全」、「歴史・文化」、「持続可能性の確保」

課題解決志向であること。地区計画の策定など。それぞれの地域自主組織の発展はもちろんだが、横のつながりも大切だ。今年度から、地域と行政が「直接、横断的に分野別で」対等に協議する地域円卓会議を導入。様々な地域課題をテーマに議論している。横の情報交換の場でもあり、共有、協議、協働を促進する場となっている。アイデアを出し合い、協働で地域課題の解決をめざす。

## 8. 新しい公共

雲南市誕生から現在まで、全地域で地域自主組織が結成され、その活動拠点として交流センターを設置。地域課題を地域で解決する基盤、住民自治の基盤が整った。小規模多機能自治の進展により、地域自主組織からは、住民票の発行などの窓口サービスや市民バス回数券の販売ができないか、といった声が出ている。これまでの「行政がやってくれない！」から、「どうしてやらせてくれないのか？」と変化した地域が増加。市民が主体的に協働のまちづくりに関わることが、新しい公共の創出につながる。

**小規模多機能自治の意味と特徴**

小規模ながらも、様々な機能をもった、住民自治の仕組み

=概ね(小)学校区域  
=分野横断し、統合  
=住民の参画・協働

**特徴**

- 協(総)働の仕組み  
...市民一人ひとりの力を発揮する仕組み  
...自治の原点を取り戻す仕組み  
...参加だけでなく、参画につながる仕組み
- 自治体内分権の仕組み(全域対象)
- 人口減・少子高齢化にも対応する仕組み

3

## 9. さらなる進化へ

地域人材の育成・確保

地域内の多様な人材に関わってもらうには？若い世代の関わりを深め、次世代につなげていくためには？

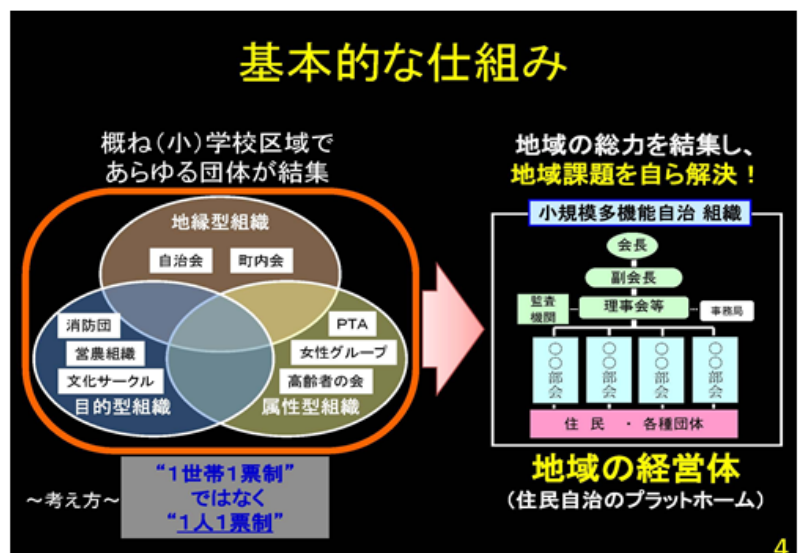
自治会との関係

地域と行政、地域自主組織と自治会の関係における相互の役割、効果的な情報共有の方法、仕組みとは？

自主財源の確保 課題解決型に加え、新たな価値を創造していくためには？

法人格の取得方策 地域自主組織のような組織モデルに相応しい法人格とは？

各地域の底上げ 比較的発展途上にある地域の取り組みを支えるには？ 課題を挙げればきりがなが、自治の深化に向け進化を続けているのも事実だ。住民自治の中核を担う地域自主組織とのパートナーシップを築く雲南市。市民と行政の協働で「誰もが平和で心豊かに暮せるまちづくり」をめざす。





# \* 鳥取市 協働のまちづくり

～これまでの経過～

鳥取市企画推進部  
協働推進課

## 国の動向について

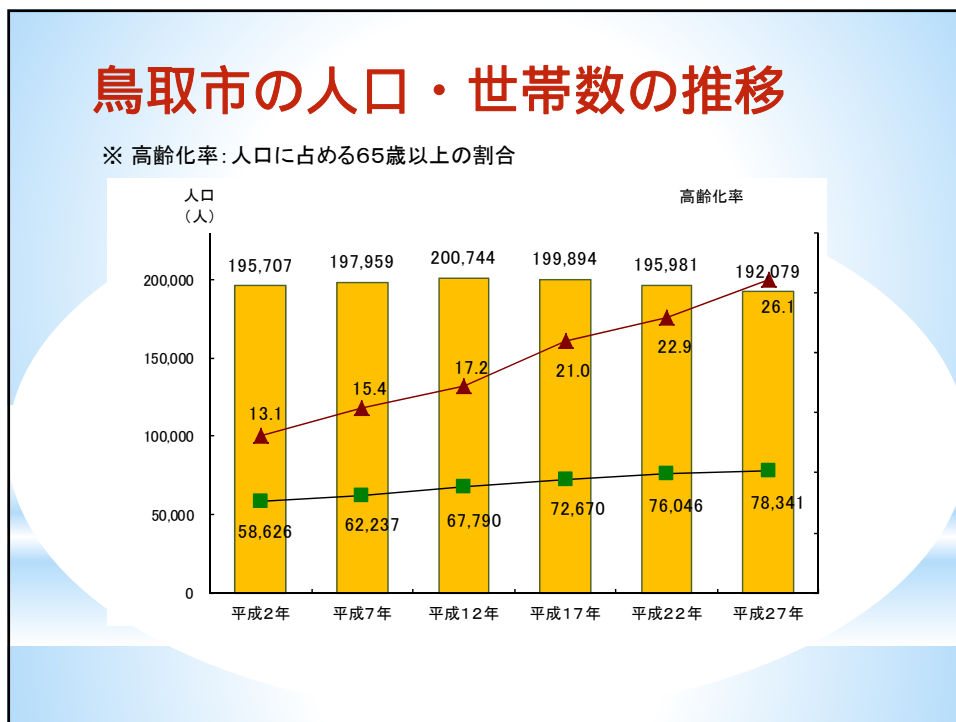
社会情勢の変化から「中央集権型システム」から「国と地方」、「国民と住民」、「全国と地域」の間の不均衡を是正し、地方、住民、地域、個の側の復権を図ることを目的に、地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に変革することが必要だと考えられるようになった。

(地方分権推進委員会中間報告H8.3)

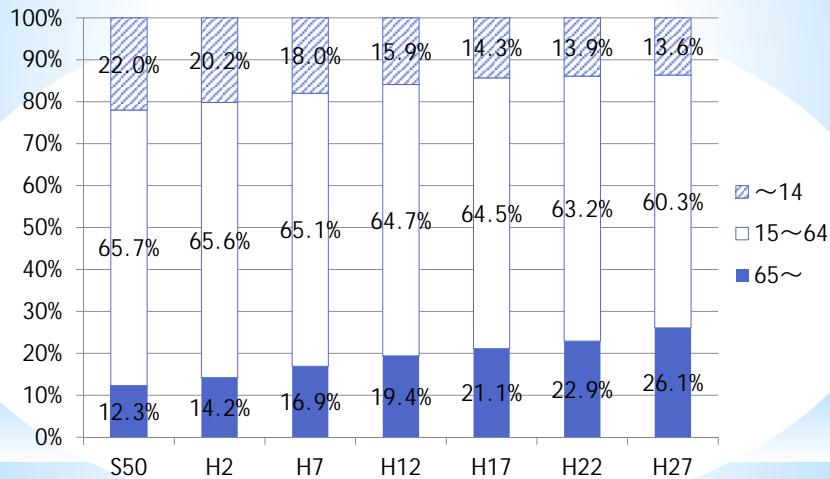
平成12年4月、地方分権一括法施行。市町村は自己責任・自己決定による自律的な行政運営が求められることになる。

市町村合併と広域行政の推進も、この地方分権一括法の考えに組み込まれたもので、市町村の自主的合併が推進された。





## \*鳥取市の年齢階層別人口の推移



## \*本市の平成20年までの取り組み

### ■市民の市政への参画を促進

#### 市民の意見を市政に生かすための広聴制度

- ①地域づくり懇談会
- ②地区要望・陳情要望
- ③市民政策コメント
- ④市政提案箱～市長への手紙～
- ⑤市民総合相談窓口設置

\* **本市の平成20年までの取り組み**

■ **コミュニティ重視の地域づくりを推進**

- (1) **住民が主体的に地域づくりに参画し、地域課題に取り組む**
  - ・自治会活動補助金の充実
  - ・地区公民館の計画的な整備(耐震補強等)
  - ・集会所の新築等補助制度
- (2) **個性ある地域づくりや身近なコミュニティ活動支援**
  - ・自治会活動支援事業
- (3) **市民活動団体の支援・育成**
  - ・市民活動拠点「アクティブとっとり」の設置
  - ・市民活動団体の活動支援

■ **「市民と行政による協働まちづくり」  
をさらに推進するための取り組み**

- (1) **「鳥取市自治基本条例」の制定(平成20年10月施行)**
  - ・公募委員を中心とした「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」により素案を検討・作成
  - ・条例の見直しによる一部改正(平成26年4月施行)
- (2) **地域コミュニティの充実・強化の取り組み**
  - ・「地区公民館」を生涯学習・地域コミュニティの拠点施設として活用
  - ・地区公民館を所管する担当部局(協働推進課)を市長部局に設置
  - ・地区公民館職員に嘱託職員1名増員(パート選択制)
  - ・コミュニティ支援チームの配置

## \* 条例作成の意義

- ①まちづくりの基本理念と基本原則の明確化
- ②市民の自治意識の向上と  
協働のまちづくりの推進
- ③協働による地域コミュニティの充実・強化
- ④計画的・体系的で透明性の高い行政運営

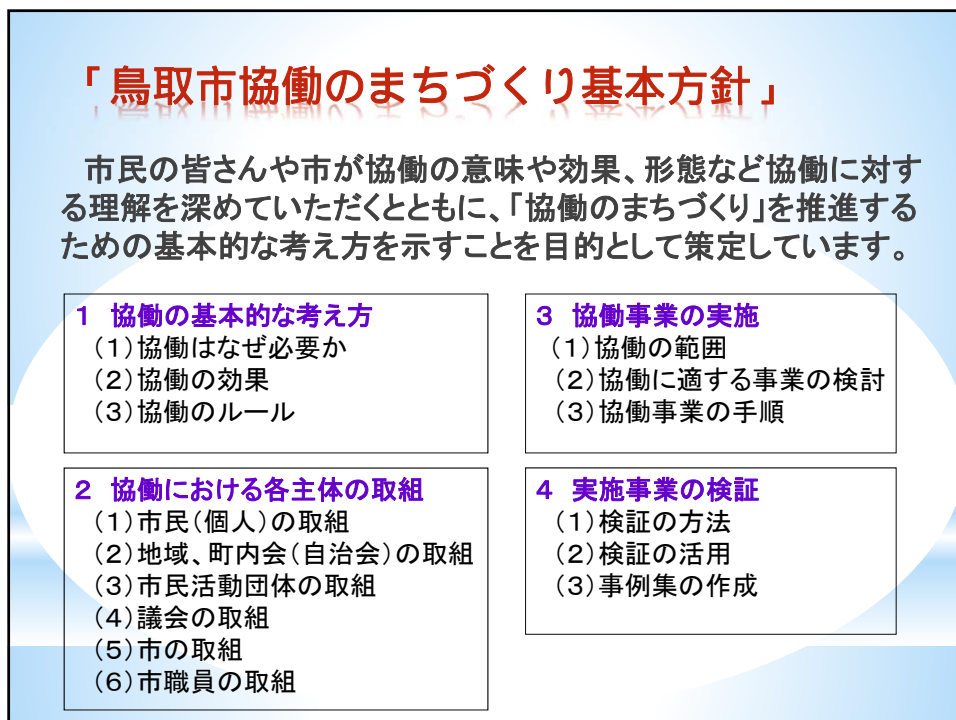
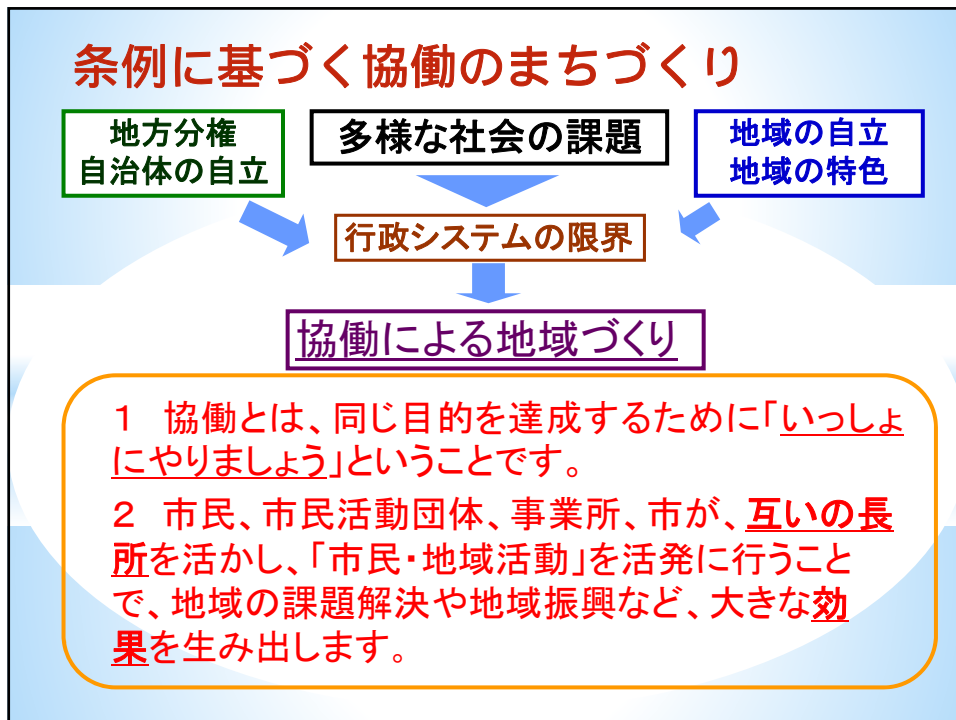
## 「鳥取市自治基本条例」

- 平成20年10月1日施行 -

まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例

「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進

- 参画及び協働の原則（第5条）  
市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。
- コミュニティ（第13条）  
地区公民館をコミュニティの活動拠点として位置づけ、コミュニティの充実、強化に努めます。



## 「鳥取市協働のまちづくりハンドブック」

市民の皆さんが、「協働」の取組みをどう進めたらいいか悩まれた時の参考としていただくために作成しているもので、写真やイラストの挿入、協働事例の紹介など分かりやすくまとめています。

- 1 協働ってなに？
- 2 なぜ協働するの？
- 3 なにから始めるの？
- 4 協働の形態は？
- 5 パートナーの選択
- 6 協働事業の実施
- 7 協働の全体イメージ

### ◆協働事例の紹介

市内で行われている様々な分野での協働事業について、主な事例を紹介しています。

### ◆補助・助成制度の紹介

「協働のまちづくり」を推進するために、本市の補助・助成制度について紹介しています。

## 「協働事業事例集」

市民の皆さんに協働のまちづくりに積極的に取り組んでいただくため、また、協働を知り、始めるため、市内で行われている協働の具体的な事例について、平成23年7月に「協働事業事例集」としてまとめました。



## 「鳥取市市民自治推進委員会」の設置

鳥取市市民自治推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第29条に規定しています。（前28条）

自治基本条例の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

(1) 委員数 10人

(2) 任期 委嘱の日から2年間

## 「参画と協働のまちづくりフォーラム」

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会などが主催し、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的として、平成20年度から毎年開催しています。





## 「市民活動表彰」



市民活動の推進に顕著な功績のあった団体、個人を表彰する市民活動表彰制度を平成20年度より設けています。昨年度は、個人お二人が受賞されました。

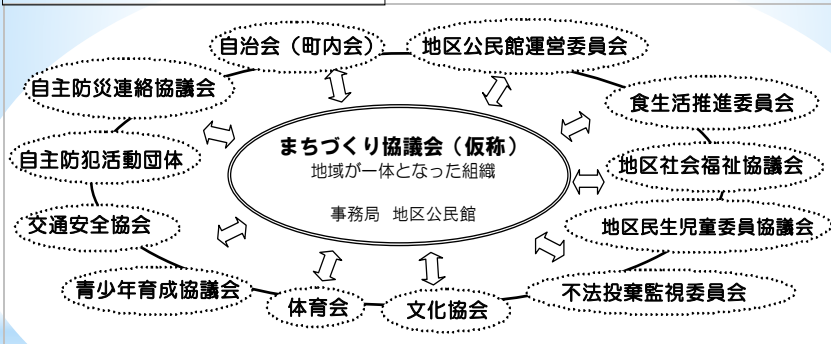
## まちづくり協議会の組織化

### 条例に基づく地域コミュニティの育成

- 第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。
- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
  - 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
  - 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
  - 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

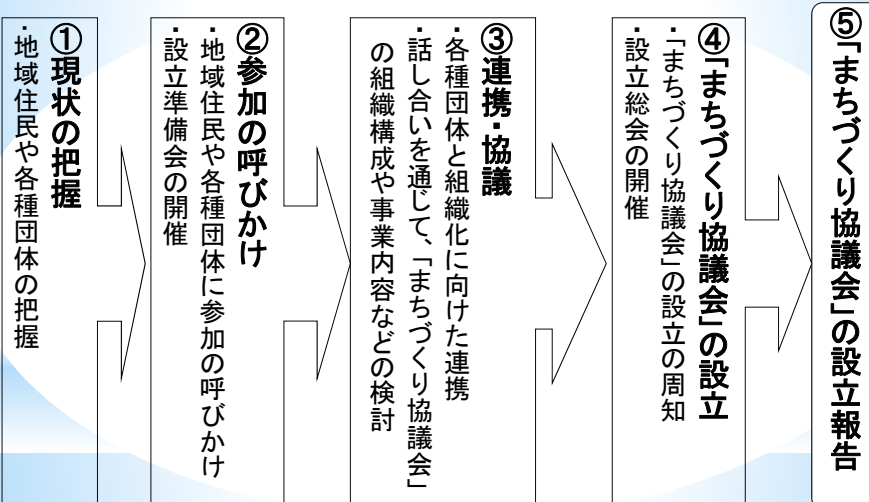
## \* まちづくり協議会の組織化

「まちづくり協議会」の構成イメージ

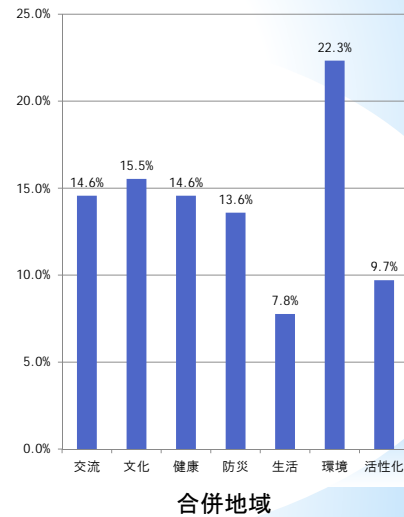
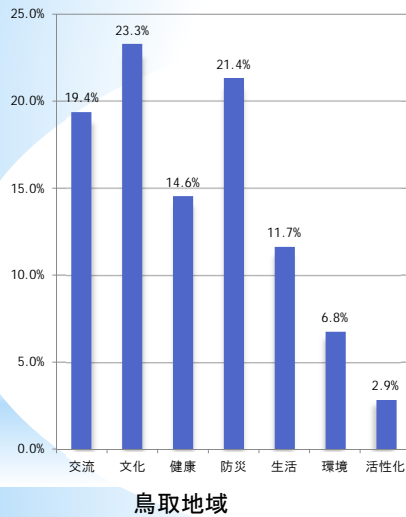


地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織です。

## まちづくり協議会の組織化



## まちづくり協議会 活動の状況



## 今後の市の取り組み

1. 自治基本条例について  
★条例の認知度の向上
2. まちづくり推進体制の整備  
★協働のまちづくりガイドラインの策定  
(協働のまちづくりをさらに推進するための方針)  
★地区公民館の活用の基本方針の策定  
(まちづくりの拠点施設としての活用策の検討)  
★職員研修等の実施  
(行政職員の協働意識向上を図る)

平成28年度 参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）

## ～〇〇〇〇〇〇～ 実施要項 《たたき台案》

### 1 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

### 2 日時

平成28年7月 日（土）または（日）

### 3 場所

鳥取・国府・福部地域  
（開催候補施設は別紙のとおり）

### 4 主催

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

### 5 構成

**必須**：市民活動表彰

**検討**：アトラクション

講演

分科会

パネルディスカッション

ワールドカフェ形式の意見交換会

地域の特産品等のバザー

### 6 その他

市民活動被表彰者（団体）の活動状況、市民活動促進助成事業実施団体などのパネル展示  
託児所の設置

### 7 今後のスケジュール

～H28.3月 具体的内容のたたき台の決定

4月 実行委員会の立ち上げ

第1回実行委員会の開催（H28第1回市民自治推進委員会と同日）

5～6月 第2回実行委員会の開催（H28第2回市民自治推進委員会と同日）

7月 フォーラム実施

# 別紙

## 鳥取市内の主な公共施設(鳥取・国府・福部地域)

施設名	室名	所在地	収容人数	利用可能時間	休館日
さざんか会館	大会議室	富安2丁目104-2	210~240人程度	9:00~21:00	
人権交流プラザ	大ホール	幸町151	机無し 300人 机有り 150人	9:00~21:00 ※土曜日は8:30~12:00	日曜日
国府町中央公民館	多目的ホール	国府町庁380	500人	8:30~22:00	12/29~1/3
福部町中央公民館	講堂	福部町細川1338	机無し 200人	8:30~22:00	12/29~1/3
鳥取市民会館	大ホール	掛出町12	930席	9:00~22:00	毎月第3火曜日 12/29~1/3
鳥取市文化ホール	大ホール	吉方温泉3丁目701	508人	9:00~22:00	毎月第2火曜日 12/29~1/3